

第二百四号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百八十」に改める。

第二条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百二十二・五」を「百分の百三十」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十二・五」に改め、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百八十」とを削る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第八条及び次項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

3 平成三十年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百八十」とあるのは、「百分の百八十二・五」とする。

第二百四号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（給与の内払）

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告に伴い、任期付研究員の給与を改定する必要がある。